

日本意匠分類（令和２年４月１日施行版）の修正について

令和３年１月
意 匠 課

１．概要

意匠法改正に伴い新たに保護対象となった建築物に係る意匠分類について、建築物の属する意匠分類であることが明確になるよう、日本意匠分類（令和２年４月１日施行版）における分類の表示及び説明に関する表記を一部修正します（別紙参照）。なお、分類の付与方法等についての変更はありません。

２．その他

分類定義カード、及び、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許情報プラットフォーム（通称、J-PlatPat）における該当箇所については、準備が整い次第修正します。

以上

〔別紙〕 修正内容

①グループの表示と説明についての修正

該当箇所	修正前	修正後
L グループの表示	土木建築用品	建築物及び土木建築用品
L グループの説明	土木構造物、組立家屋等及び土木構造物、建築物を構成する部材、金具を分類する。 仮設工事用品及び土木工事用品を含む。 建設機械（K 3）及び工具（K 1）を除く。	建築物及び建築物を構成する部材、金具類を分類する。 建設機械（K 3）及び工具（K 1）を除く。

②大分類の表示についての修正

該当箇所	修正前	修正後
L 0	L 1～L 7に属さないその他の土木建築用品	L 1～L 7に属さないその他の建築物及び土木建築用品

③意匠分類の表示についての修正

該当箇所	修正前	修正後
L 0－0	L 1～L 7に属さないその他の土木建築用品雑	L 1～L 7に属さないその他の建築物及び土木建築用品雑
L 2－5 0 1 0	組立て橋りょう	橋りょう
L 2－5 0 1 9	組立て橋りょう部品及び付属品	橋りょう部品及び付属品
L 2－5 0 2 0	組立てトンネル	トンネル
L 2－5 0 2 9 0	組立てトンネル部品及び付属品	トンネル部品及び付属品
L 2－5 1	組立て道路	道路構造物
L 3－2 0 1 0	組立て屋内設置室	屋内設置室
L 3－2 1	組立て家屋	住宅
L 3－2 2 0 0	組立て物置	物置
L 3－2 2 1	組立て物置用構成品	物置用構成品
L 3－2 4	組立て店舗	店舗
L 3－3 0 0	組立て温室	温室
L 3－3 9 0 0	組立て温室部品及び付属品	温室部品及び付属品